

協働事業推進のためのガイドライン（仮称）の制定に関する 意見募集の結果について

平成19年3月29日

1. 意見の総括

意見提出者数 2人 意見提出件数 3件

2. 意見の内容と市の考え方

番号	提出された意見	意見に対する考え方
全般的なご意見		
1	<p>根本的な認識を誤ればいくら協働手法について指標（ガイドライン）を設けても意味がありません。</p> <p>この協働事業は今後、地方社会にとって重要な要素となるモノです。</p> <p>先ず、新居浜市独自の「公益・自立・協働」等の明確な定義を行わなければ、協働事業推進は図れないと想います。</p> <p>簡単に財政負担を軽減させる為の協働と名の付いた外注システムでは、今後、一層財政負担を増大化させるだけです。</p>	<p>根本的な認識統一が必要であること、協働が財政負担を軽減させる為のものでないことは、ご意見のとおりです。</p> <p>大変貴重なご意見ですので、ガイドラインの中に掲載させていただきます。</p>
2	<p>「協働はあくまでも、手段であり、その目的、すなわち、なぜ、協働という手段を用いるか」について、もう少し触れてはいかがか？ 例えば、</p> <p>『これまでの行政では「まち(市民の暮らし)」を維持するための業務(ライフラインや福祉・教育・産業の基盤整備など)であり、そのため、課題を発見し、対処法を考え、条例の策定などをしてきました。しかし、まち(人々の生活)は成熟し、多様なニーズが出てきたので、これからの行政は「まちをよりよくしよう」と考え、行動することが重要になってきた。そのためには、「よくしよう！」と思う多くの市民の意識と行動(責任)も重要である。しかし、これまで、三権分立の定義では「行政」は「法規の範囲内で行う政務」とあるので、あたかも、まちづくりにおいて、行政のみが執行者であるかのように錯覚している市民も多い</p>	<p>協働自体が目的ではないことは、ご意見のとおりです。</p> <p>大変貴重なご意見ですので、ガイドラインの中に掲載させていただきます。</p>

	<p>と考えられる。</p> <p>そこで、そのためには協働の手段の前に、市民参加の促進を必要とする。市民参加の方法はこれまでの「シンポジウムなどへの参加を促す」「パブリックコメント」「審議会への公募」などであるので、今後も益々市民参加を促し、幅広い(多様な市民)人材に声をかけ、市民をどれだけ巻き込めるかが重要と考える。そして、対症療法的な課題解決の提案ではなく、市民とともに、同じ目標に向かって、夢をかなえる方法(行政がやるべきこと、市民ができること)を話し合い、実行していくことが必要で、その手法が協働である。』</p>	
協働評価の方法についてのご意見		
3	<p>5段階で評価することになっているが、「C:どちらともいえない」は不要ではないか?「どちらかといえば、はい か いいえ」に判断(評価)すべきと思います。</p>	<p>ご意見のとおり修正し、4段階評価とさせていただきます。</p>

3. 公表原案からの修正点

(1) 18P 協働評価の方法について

5段階評価から「どちらともいえない」を削除し、次のとおり、4段階評価とした。

- A 「はい」 B どちらかといえば「はい」
 C どちらかといえば「いいえ」 D 「いいえ」

(2) 21P、22Pに「おわりに」を加え、パブリック・コメントでいただいたご意見の一部を原文で紹介することとした。